

2017年4月1日現在

認定作業療法士更新申請について

教育関連審査委員会
生涯教育委員会

認定更新申請手続き

本会は、認定作業療法士認定更新審査を行い、要件を満たした申請者を認定作業療法士として認定更新し、認定証を交付する。認定証の有効期間は申請月の1日からの5年間とする。

(1) 更新申請資格は下記項目すべてを満たすこと。

- 1.理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有すること。
 - 2.申請時において、認定作業療法士であること。
 - 3.申請時において、過去5年間に下記の4項目の更新要件のすべてを満たし、かつ100認定作業療法士更新ポイント（np）以上があること。
 - ① 基礎ポイント研修は、1ポイントを1npとして25np以上があること。
 - ② 実践報告は、1回を25npとして25np以上があること。
 - ③ 後輩育成経験（臨床実習、研修会・学会等における講師等）は、1回を5npとする。
 - ④ 作業療法啓発に関する社会的貢献（他職種、行政等からの依頼による作業療法啓発活動）は、1回を5npとする。
- ※ ③,④併せて25np以上があること。

(2) 申請方法

認定作業療法士認定審査更新申請に必要な書類を整え、協会事務局に提出する。

(i) 認定作業療法士認定更新申請書

(ii) 認定作業療法士認定証の写し

(iii) 認定作業療法士更新条件を証明する書類

① 基礎ポイント研修

→・受講年月日、受講テーマが記入されていること

・臨床実習の場合は期間（○年○月○日～○月○日）が明記されていること

② 実践報告

→[事例報告登録制度]での提出資料

1) トップページ（会員番号、氏名、タイトル名、合格・不合格が掲載されているページ）

2) 本文

→[日本作業療法学会]での提出資料

1) 表紙と目次（タイトル名、氏名、いつの学会で発表されたかがわかるページ）

2) 本文

→[ISSN/ISBN登録の雑誌・書籍]での提出資料

1) ISSN/ISBN番号の記載されているページ（雑誌・書籍の表紙等）

2) 本文

③ 後輩育成経験の記録

④ 社会的貢献の記録

→期日、氏名が記載されている証明書であること

(iv) 本会の当該年度会員証の写し

(v) 生涯教育制度手帳

(vi) 所属する都道府県作業療法士会における当該年度の会員歴証明書

(vii) 認定審査料の振込を証明する書類等の写し

[振込先： 郵便振替口座 00120-7-146118 生涯教育講座]